〈研究報告〉

看護系大学における助教の採用・昇任の基準

遠藤良仁 伊藤收 浅沼優子 山内一史 岩手県立大学看護学部

要旨

平成19年,学校教育法一部改正によって「助教」が新たに設置されたことを受け,看護系大学の対応の実態を把握するために全国の看護系大学168校の代表者を対象にアンケート調査を実施した.回答のあった50校のうち,回答内容に矛盾点のない48校を分析した.結果,回答校の89.6%で助教を新設し,29.2%が助手を廃止していた.助教の採用・昇任基準は,取得学位が93.0%,臨床経験が72.1%,研究業績が46.5%,教育経験が37.2%であり,それらが10通りの組み合わせによって大学ごとの基準が設定されていた.研究業績と教育経験は共に設定される傾向がみられ,助手を存続させている大学で多かった.また,大学設置基準で示された「教育上の能力」の評価は不十分である可能性が示唆された.

キーワード;助教,看護系大学,資格

はじめに

平成19年6月,学校教育法の一部改正¹⁾によって大 学の教員組織が見直され,新たな職位として「助教」が 設置された.この制度改正によって,これまでの助手は 「学生を教授し,その研究を指導し,又は研究」を職務 とする助教と,「教育研究の円滑な実施に必要な業務」 を職務とする新たな助手とに役割及び責任の所在が分 離された.

これまで助手は、その職の曖昧さの問題が指摘され てきた.制度改正前の助手の職務は、学校教育法上 「教授及び助教授の職務を助ける」と定められていたた め、将来の大学教員になることを期待される者や事務 を担う者など、職の位置づけや職務内容が不明確であ った².このような背景を要因として、一層の質の高い教 育研究活動の展開²⁾を図るため、将来の教授等を目指 す者の就く最初の大学教員の職³⁾として「助教」が新設 されたのである.

さて, 我が国の看護系大学は, 平成4年の「看護師等 の人材確保の促進に関する法律」の試行等を契機⁴¹に 増加傾向となり, 制度改正後の平成20年度時点で168 校に至った⁵¹. この実態は,「看護系大学数は平成15年 時点で105校まで増加しその後は横ばいになる」という 看護系大学協議会の試算⁶¹を大きく上回っている.

これまでの看護系大学では,助手が教育において大

きな役割を担ってきた. その特徴として, 看護学, 医学 等の保健分野では, 教授, 助教授, 講師, 助手のうち 助手の占める割合が50%強"と他の分野に比べて極め て多いこと, 上司である教授などの系統的な助言の乏 しい状況下でしばしば複数科目の大量の演習及び臨 地実習において学生指導を担当してきたこと⁸⁰があげら れる. よって, 看護系大学の教育は, 実質的には助手 無しでは成り立たなかったといっても過言ではない.

ただ,助手は制度上教科目の責任者になることがで きなかった²⁰.この点について小玉香津子⁹⁰は制度改正 前の助手の感情として「負担」,「ディレンマ」,「困惑/ 無念」などをあげ,「助手の現在の職務についての方向 づけ・意味づけと展望が与えられていない」と助手の感 情面からも制度上の問題を指摘した.しかし,仮に看護 系大学における助手を全員助教に移行することでこの 問題が解消されるのかについては,未だ研究等はみら れない.

今回の制度改正では、助教と新しい助手とでは求め られる資格が異なっている.大学設置基準第16条の2¹⁰⁾ には「助教となることのできる者は、次の各号のいずれ かに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふ さわしい教育上の能力を有すると認められる者とする」 とあり、第14条各号(教授の資格)または第15条各号 (准教授の資格)のいずれかに該当すること、修士の学 位または専門職学位を有すること,専攻分野の知識及 び経験を有することが明記された.しかし,この資格は 新しい助手には求められていない.

このように、助教は教育研究を自らの意志で行えるようになった一方、その資格が助手よりも厳しく問われることとなった.よって、教育研究に従事してきた実績のみで助手を助教に移行させるようなことは不適当と言える.さらに、教育研究を主たる職務とする助手を設けることは改正の趣旨にそぐわず不適切³⁾とも定められた.したがって、新しい助手の位置づけ・職務が制度改正前後で何も変わらないことは、看護学の教育研究活動の質向上及び看護学教員としてのキャリアパスの観点からも、認められることではないだろう.以上の動向に 鑑みて、看護系大学には大学設置基準に準拠した助教として採用または昇任するための資格基準が不可欠となった.

ところが,現状における助教の新設及び具体的な職務内容は大学ごとに決められている.国の大学制度改革では,助教の新設や助手の存廃は各大学に委ねている.中央教育審議会大学分科会²⁾は,「各大学において,助教が,どの程度,主たる職務である教育研究を行うこととなるか等,その具体的な職務内容は、各大学によって異なることはあり得る」とし,具体的な職務内容は規定していない.現在,知りうるのは情報を公開しているごく限られた大学の取り組みのみ¹¹⁾であり,その他,大規模な調査も行われておらず,詳細はほとんど明らかにされていない.

以上をふまえ,さらに今後加速することが予測される 看護基礎教育の大学化に伴い教員増加が見込まれる 中,看護系大学の教育研究活動の質の維持・向上を 検討するための資料として,大学教員改革に対する看 護系大学の対応,特に助教導入と助手廃止の現状を 把握することは重要な意味があると考えられる.

研究目的

- 1. 学校教育法改正後の看護系大学における助教の新 設と助手廃止の実態を明らかにする.
- 2. 学校教育法改正で助教を新設した看護系大学にお ける助教の採用・昇任基準を明らかにする.
- 3. 看護系大学における助教の採用・昇任の基準に関 する関連要因を明らかにする.
- 4. 看護系大学における教育研究活動の質の向上に向 けた課題を明らかにする.

方法 1. 対象

平成20年11月時点で把握できた平成21年度開設予

定校を含む全国看護系大学168校とした.

2. 調査期間

平成20年12月~平成21年1月.

3. 調査内容

大学の概要としては,開学年,設置主体,設置形 態,地域,大学院設置の有無,付属病院の有無,一学 年学生定員数について回答を求めた.なお,設置主体 は「国立大学」,「公立大学」,「私立大学」を提示し選 択,設置形態は,「看護学の単科大学」,「総合大学の 看護学部」,「医学部・福祉学部等の中に設置された看 護学科または保健学科」を提示し選択,地域は,「北海 道」,「東北」,「関東」,「中部」,「近畿」,「中国」,「四 国」,「九州・沖縄」を提示し選択,大学院設置の有無 は,「博士前期(修士)・後期(博士)課程ともにあり」, 「博士前期課程のみあり」,「なし」を提示し選択,一学 年の学生定員数は,大学名の特定を避けるために一 の位を四捨五入して回答を求めた.

教員組織の変更として、教員組織の変更の有無と、 変更点については「助教授から准教授への名称変 更」、「講師職の廃止」、「助教職の新設」、「助手職の 廃止」を提示し、複数回答で回答を求めた.その他の 変更点については自由記述で回答を求めた.

助教の採用・昇任の基準として,教員組織の変更点 で「助教職の新設」を選択した大学に対して,助教の採 用・昇任の基準として「取得学位」,「臨床経験」,「研究 業績」,「教育経験」の4つ基準を提示し,各基準の有 無を複数回答で回答を求めた.また,具体的内容及び その他の採用・昇任の基準についても自由記述で回答 を求めた.

4. 調査票の配布と回収方法

対象大学の代表者として,単科大学の場合は学長, 総合大学看護学部の場合は学部長,医学部内に設置 された看護学科の場合は学科長宛に調査票を送付し, 同封の返信用封筒で返信を依頼した.

5. 分析方法

助教の採用・承認について、4つの基準の有無を変 数としたクラスタ分析を行い、基準の組み合わせをみ た.そして、クラスタごとの具体的内容から各クラスタ内 で半数以上の大学に共通していた内容や他のクラスタ と比較して特徴的な内容を抽出した.また、項目間の 関連は、χ²検定と残渣分析、およびマンホイットニー検 定を行った(α=0.05). 統計解析はSPSS16を使用した.

6. 倫理的配慮

本研究は研究者の所属大学の研究倫理審査委員 会にて承認を受け実施した.具体的には,回答者へ研 究動機・背景,調査目的・意義,調査参加の自己決定 の権利と不利益が皆無であること,調査への参加方法 と参加者の負担(10分間程度の質問紙調査),匿名性 の確保,調査結果の使用目的を文書で説明し,同意書 を交わした.また,返送された調査票および同意書は 鍵のかかる場所に保管し,データは全て統計的に処理 した.

結果

回答を得た50大学のうち,回答内容に矛盾点のあった2部を除いた48大学を分析対象とした (回収率29.8%),有効回収率28.6%).

1. 対象の属性

設置主体は,私立大学19校(39.6%)が最も多く,順 に公立大学16校(33.3%),国立大学13校(27.1%) で,平成20年4月時点における全看護系大学の設置主 体の割合と比べて有意な偏りはみられなかった. 設置 形態は、「医学部・福祉学部等の中に設置された看護 学科または保健学科127校(56.3%)が過半数を占め た. 地域は, 関東がもっとも多く17校(35.4%), 次いで 九州・沖縄8校(16.7%)であり、提示した全ての地域か ら回答があった.大学院を設置している大学は32校 (66.6%)で、そのうち博士後期課程まで有する大学は 10校(20.8%),博士前期課程を有する大学は22校 (45.8%)であった. 付属病院を有する大学は20校 (41.7%)であった. 開設年数は, 平均8.2年(SD=6.5) であった. 一学年学生定員数は, 80名が最も多く13校 (27.1%), 次いで100名11校(22.9%)であった. 一学 年学生定員数は平均79.8名(SD=26.6)であった (表.1).

2. 教員組織の変更

教員組織を見直した大学は46校(95.8%)で,教員 組織を変更した大学は45校(93.8%)であった.

変更点は、「助教職の新設」43校(89.6%)、「助教授 から准教授への名称変更」42校(87.5%)、「助手廃止」 14校(29.2%)などであった.その他、自由記述として 「大講座制の廃止」、「看護系教員の増員」、「実習講師 の導入」があった(表.2).

表.1 属性		(<i>N</i> =48)
	п	%
設置主体		
私立大学	19	39.6
公立大学	16	33.3
国立大学	13	27.1
設置形態		
医学部・福祉学部等の中に設 置された看護・保健学科	27	56.3
総合大学の看護学部	12	25.0
看護学の単科大学	9	18.8
付属病院		
あり	20	41.7
なし	25	<i>52.1</i>
無回答	3	6.3
地域		
北海道	2	4.2
東北	6	12.5
関東	17	35.4
中部	7	14.6
近畿	2	4.2
中国	4	8.3
四国	1	2.1
九州▪沖縄	8	16.7
無回答	1	2.1
大学院設置		
博士前期・後期課程あり	10	20.8
博士前期課程	22	45.8
なし	14	29.2
無回答	2	4.2
□ 二日 開設年数 (n=47)(M±SD)	(8.	2 ± 6.5)
一学年学生定員数(<i>M</i> ± <i>SD</i>)		8 ± 26.6)
子牛子王足貢数(₩±30) 30名以下	2	4.2
40	2	4.2
50	5	10.4
60	5	10.4
70	3	6.3
80	13	27.1
90	3	6.3
100	11	22.9
110	1	2.1
120 140名LL F	1	2.1
140名以上	2	4.2

3. 助教の採用・昇任の基準

助教の採用・昇任でもっとも多い基準は,「取得学 位」40校(93.0%)であった.次いで「臨床経験」31校 (72.1%),「研究業績」20校(46.5%),「教育経験」16 校(37.2%)であった(表.3).その他,自由記述として 「人格が円満」,「専攻分野の知識と経験」,「得点化し た研究業績」,「講師水準」などがあった.

大学ごとにみると、助教の採用・昇任の基準は10通り

表.2	教員組織の見直し・変更と変更点	(<i>N</i> =48)
-		

教員組織の見直し 46 95.8 しない 2 4.2 教員組織の変更 2 4.2 教員組織の変更 45 93.8 しない 2 4.2 その他(助教導入予定) 1 2.1 変更点 1 2.1 変更点 1 2.1 動教職の新設 した 43 89.6 しない 2 4.2 海回答 3 6.3 助教授から准教授 した 42 87.5 への名称変更 しない 3 6.3 助手職の廃止 した 14 29.2 しない 3 6.3 6.3 前手職の廃止 した 14 29.2 しない 31 64.6 6.3 講師職の廃止 した 0 .0 しない 31 6.3 6.3 第回答 3 6.3 6.3 日前年 16 29.3 6.3			n	%
しない 2 42 教員組織の変更 した 45 93.8 しない 2 4.2 その他(助教導入予定) 1 2.1 変更点 助教職の新設 した 43 89.6 しない 2 4.2 その他(助教導入予定) 3 6.3 勝教職の新設 した 43 89.6 しない 2 4.2 無回答 3 6.3 動教授から准教授 した 42 87.5 しない 3 6.3 無回答 3 6.3 講師職の廃止 した 14 29.2 しない 31 64.6 無回答 3 6.3 諸師職の廃止 した 14 29.2	教員組織の見直し			
教員組織の変更 した。 しない その他(助教導入予定) 1 2.1 その他(助教導入予定) 1 2.1 変更点 ひた 43 89.6 しない 2 4.2 (しない 2 4.2 (しない 2 4.2 (た 43 89.6 しない 2 4.2 (た 43 89.6 (しない 2 4.2 (た 43 89.6 (た 43 89.6 (た 42 87.5) (た 42 87.5) (た 43 6.3) (た 43 6.3) (た 41 29.2) (た 41 2	した		46	95.8
した 45 93.8 しない 2 4.2 その他(助教導入予定) 1 2.1 変更点 しない 2 4.2 財教職の新設 した 43 89.6 しない 2 4.2 振回答 3 6.3 助教授から准教授 した 42 87.5 への名称変更 しない 3 6.3 崩野戦の廃止 した 14 29.2 しない 31 64.6 無回答 3 6.3 講師職の廃止 した 0 .0 しない 31 64.6 満回答 3 6.3	しない		2	4.2
しない 2 4.2 その他(助教導入予定) 1 2.1 変更点 1 2.1 動教職の新設 した 43 89.6 しない 2 4.2 無回答 3 6.3 助教授から准教授 した 42 87.5 への名称変更 しない 3 6.3 崩手職の廃止 した 14 29.2 しない 31 64.6 無回答 3 6.3 諸師職の廃止 した 0 .0 しない 45 93.8	教員組織の変更			
その他(助教導入予定) 1 2.1 変更点 助教職の新設 した 43 89.6 しない 2 4.2 無回答 3 6.3 助教授から准教授 した 42 87.5 への名称変更 した 42 87.5 しない 3 6.3 無回答 3 6.3 無回答 3 6.3 講師職の廃止 した 14 29.2 しない 31 64.6 無回答 3 6.3 其面職の廃止 した 31 64.6	した		45	93.8
変更点 助教職の新設 した 43 89.6 しない 2 4.2 無回答 3 6.3 助教授から准教授 への名称変更 した 42 87.5 しない 3 6.3 無回答 3 6.3 無回答 3 6.3 講師職の廃止 した 14 29.2 しない 31 64.6 無回答 3 6.3 調師職の廃止 した 31 64.6	しない		2	4.2
助教職の新設 した 43 89.6 しない 2 4.2 無回答 3 6.3 助教授から准教授 した 42 87.5 への名称変更 した 42 87.5 しない 3 6.3 無回答 3 6.3 無回答 3 6.3 講師職の廃止 した 14 29.2 しない 31 64.6 無回答 3 6.3 諸師職の廃止 した 0 .0 しない 45 93.8	その他(助教導入予	・定)	1	2.1
しない 2 4.2 無回答 3 6.3 助教授から准教授 した 42 87.5 への名称変更 しない 3 6.3 無回答 3 6.3 無回答 3 6.3 助手職の廃止 した 14 29.2 しない 31 64.6 無回答 3 6.3 講師職の廃止 した 0 .0 しない 45 93.8	変更点			
無回答36.3助教授から准教授 への名称変更した4287.5しない36.3無回答36.3した1429.2しない3164.6無回答36.3講師職の廃止した0しない4593.8	助教職の新設	した	43	89.6
助教授から准教授 への名称変更 しない 第回答 3 6.3 無回答 3 6.3 助手職の廃止 した 14 29.2 しない 31 64.6 無回答 3 6.3 満師職の廃止 した 14 29.2 しない 31 64.6 無回答 3 6.3 しない 31 64.6 無回答 3 6.3 しない 31 64.6 無回答 3 6.3 しない 31 64.6 無回答 3 6.3 点 5 5 6 6 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6		しない	2	4.2
への名称変更 しない 3 6.3 無回答 3 6.3 助手職の廃止 した 14 29.2 しない 31 64.6 無回答 3 6.3 講師職の廃止 した 0 .0 しない 45 93.8		無回答	3	6.3
上の時間とない36.3無回答36.3助手職の廃止した1429.2しない3164.6無回答36.3講師職の廃止した0.0しない4593.8	助教授から准教授	した	42	87.5
助手職の廃止 しない 31 64.6 無回答 3 6.3 講師職の廃止 した 0 .0 しない 45 93.8	への名称変更	しない	3	6.3
しない 31 <i>64.6</i> 無回答 3 <i>6.3</i> 講師職の廃止 した 0 <i>.0</i> しない 45 <i>93.8</i>		無回答	3	6.3
無回答 3 <i>6.3</i> 講師職の廃止 した 0 <i>.0</i> しない 45 <i>93.8</i>	助手職の廃止	した	14	29.2
講師職の廃止 した 0 <i>.0</i> しない 45 <i>93.8</i>		しない	31	64.6
しない 45 <i>93.8</i>		無回答	3	6.3
	講師職の廃止	した	0	.0
		しない	45	93.8
無回答 3 <i>6.3</i>		無回答	3	6.3
その他 [*] した 2 <i>4.2</i>	その他*	した	2	4.2
しない 43 89.6		しない	43	89.6
無回答 3 <i>6.3</i>		無回答	3	6.3

の組み合わせが抽出された.最も多い組み合わせは, 取得学位と臨床経験で,12校(助教職を新設した43校 中27.9%),内容は「修士」,「臨床経験3年」であった. 次いで多い組み合わせは,4つ全ての基準の組み合わ せで,11校,内容は「修士」,「臨床経験3~6年」,「論 文1本」,「教育実践能力」であった.1つの基準のみ設 けているクラスタは2つで,「取得学位」の内容は「博 士」,「修士」であった(表.4).

表3 助教の採用 昇	表3 助教の採用 昇任の基準						
	п	%					
取得学位							
あり	40	93.0					
なし	3	7.0					
臨床経験							
あり	31	72.1					
なし	12	27.9					
研究業績							
あり	20	46.5					
なし	23	53.5					
教育経験							
あり	16	37.2					
なし	27	62.8					
その他							
あり	10	23.8					
なし	1	2.4					
無回答	32	76.2					

その他*:「大講座制の廃止、看護系教員の増員」と 「実習講師の導入」

クラスタ	取得学位	臨床経験	研究業績	教育経験	n	%
内容*						
1	あり	あり			12	27.9
	修士	3年				
2	あり	あり	あり	あり	11	25.6
	修士	3~6年	論文1本	教育実践能力		
3	あり				7	16.3
	博士、修士					
4	あり	あり	あり		4	9.3
	修士	3~5年	点数化して評価			
5	あり	あり		あり	2	4.7
	修士	3年		1~3年		
6	あり		あり		2	4.7
	修士		複数の業績、 点数化して評価			
7		あり	あり		2	4.7
		3年	論文1本			
8	あり		あり	あり	1	2.3
	修士		論文3本	2年		
9	あり			あり	1	2.3
	修士			<i>助手経験、</i> <i>実習指導能力</i>		
10				あり	1	2.3

*クラスタ内で半数以上の記述、その他特徴的な記述を抽出

4. 項目間の関連

1) 対象の属性間の関連

属性間の関連では,設置主体と付属病院には有意 な関連がみられた(P<0.01).残渣分析を行った結 果,国立大学は他の設置主体に比べ付属病院を持つ 割合が高く,公立大学は低かった(表.5).

2) 助手廃止と属性との関連

助手廃止と設置主体に有意な関連がみられた.残 渣分析の結果,国立大学における助手の廃止率は 61.5%と他の設置主体に比べて有意に高かった (P=0.02).また,助手廃止と設置形態にも有意な関連 がみられた.残渣分析の結果,「医学部等看護学科・ 保健学科」の廃止率は48.0%と他の学科に比べて有意 に高く,「看護学の単科大学」は0%と有意に低かった (P=0.04)(表.6). さらに,助手廃止を選択した大学の開設年数は助手 を存続させている大学と比べて有意に長かった (P=0.01)(表.7).その他,助手を廃止した大学は助手 を存続させている大学と比べて付属病院を持つ割合が 高い傾向がみられた.

3) 助教の採用・昇任基準との関連要因

教育経験と研究業績に有意な関連がみられ,教育 経験の基準がある方がない方に比べ研究業績の基準 がある割合が高かった(P=0.04)(表.8).

基準ごとに助手の存廃を比較すると、教育経験の基 準がある大学における助手の廃止率は0%と最も低く、 教育経験の基準がない大学の助手の廃止率は51.9% と最も高かった.また、教育経験及び研究業績の基準 がない大学は、ある大学に比べて助手の廃止率が有 意に高かった(P<0.01, P=0.02)(表.9).

		付属病	院あり					
設置主体	n	%	調整済み残渣	n	%	調整済み残渣	χ ² 值	Р
国立大学	12	92.3	4.3	1	7.7	-4.3	22.16	<0.01
公立大学	1	6.3	-3.5	15	93.8	3.5		
私立大学	7	36.8	-0.5	12	63.2	0.5		

*χ²*検定

表.6 助手廃止と属性との関連 (
		助手制	间度廃止		助手制	间度存続	属性別助手			
	n	%*	調整済み残渣	n	%*	調整済み残渣	廃止率(%)**	χ ² 値	Р	
設置主体								7.73	0.02	
国立	8	57.1	2.7	5	17.2	-2.7	61.5			
公立	2	14.3	-2.0	13	44.8	2.0	13.3			
私立	4	28.6	-0.6	11	37.9	0.6	26.7			
設置形態								6.49	0.04	
医学部等看護学科• 保健学科	12	85.7	2.4	14	48.3	-2.1	48.0			
総合大学看護学部	2	14.3	-0.7	7	24.1	-0.7	20.0			
看護学の単科大学	0	0.0	-2.2	8	27.6	2.2	0.0			

 χ^2 検定

*列ごとの割合、**行ごとの割合

表.7 助手	廃止と	の開設:	年数との)関連		(<i>n</i> =41)	表.8 教育	経験と	研究業績	責との関	連	(n=4
	助手	廃止	助手	存続				研究詞	業績あり	研究賞	業績なし		
	(<i>n</i> :	=12)	(<i>n</i> =	29)	_		教育経験	n	%	n	%	χ ² 值	F
	М	SD	М	SD	U	Ρ	あり	12	75.0	4	25.0	8.31	0.0
開設年数	13.8	13.6	6.6	4.8	88.5	0.01	なし	8	29.6	19	70.4		
マンホイッ	トニーを	食定					χ^2 検定						

	助手廃止		助手	存続	基準別助手		
	n	%*	n	%*	— 廃止率(%) ^{**}	X ² 值	Р
取得学位						0.00	0.98
あり	13	92.9	27	93.1	32.5		
なし	1	7.1	2	6.9	33.3		
臨床経験						0.68	0.43
あり	9	64.3	22	75.9	29.0		
なし	5	35.7	7	24.1	41.7		
研究業績						5.25	0.02
あり	3	21.4	17	58.6	15.0		
なし	11	78.6	12	41.4	47.8		
教育経験						12.30	< 0.01
あり	0	0.0	16	<i>55.2</i>	0.0		
なし	14	100.0	13	44.8	51.9		

X²検定

*列ごとの割合, **行ごとの割合

考察

1. 対象について

本研究は有効回答率が3割弱とやや低い.しかし, 全国全ての地域区分から回答があったことと,設置主 体の割合が全看護系大学と比べ有意な偏りはみられな かったことから,本研究の結果は我が国の看護系大学 の代表と見なすことができる.ただ,看護系大学の教員 は他の研究分野と比較して女性が多いことから,看護 系大学における教育研究者への支援を検討する上 で,教育研究活動と出産・育児の両立等について考慮 する必要があると考えられる.

2. 教員組織の変更点について

多くの看護系大学において助教が新設されていた. ただ,学校教育法第92条¹⁾には「教育研究上の組織編 制として適切と認められる場合には, 准教授, 助教又は 助手を置かないことができる」とある.したがって必ずし も助教を設置する必要はない.しかし,日本看護系大 学協議会元会長の石垣和子12)は,看護系大学におけ る主要授業科目である演習,実習などの実質的な担当 教員は助教であるとしている.また、制度改正前の2000 年に日本看護系大学協議会が行った調査¹³⁾によると, 助手の93.6%が臨地実習を、76.7%が学内実習(演 習)を担当していた. さらに, 片岡三佳¹⁴⁾の調査による と、助手の97.9%が実習補佐を行っていた.これらの調 査結果は、制度改正前の助手がすでに主要授業科目 に従事していた実態を示している.したがって、多くの 看護系大学で助教を新設したことは, 職務内容の実態 に即した変更だと考えられる.

3. 助教の採用・昇任の基準について

看護系大学における助教の基準の特徴について, 大学設置基準第16条の2(助教の資格)から考察する. 1) 修士の学位について

「修士の学位」は、2号に明記されている. ほぼ全て の大学で修士以上の学位を基準としており、大学設置 基準に準拠していると言える.しかも,基準に取得学位 のみあげている大学の中には博士の学位を基準にし, 教授の資格をも満たす高い基準を設けている大学もみ られた.このことは、看護系大学院の増加に伴う修士以 上の学位を持った若手研究者の増加と,大学院を設置 している看護系大学の増加に伴い助教にも博士の学 位取得が求められるようになりつつあるためと考えられ る. 厚生労働省¹⁵⁾によると, 看護系大学院は平成20年 度において博士課程は46校,入学定員は370名余り, 修士課程は110校,入学定員数は1,800名余りで,修士 課程については毎年100名以上の定員数が増加してい る現状である.このことから、今後の大学院の増加に対 応するためにも助教にも博士の学位取得が求められて くると考えられる.

2) 専攻分野における知識及び経験について

「専攻分野における知識及び経験」は、3号に明記さ れており、本研究では臨床経験、研究業績及び教育経 験がこの資格基準に該当するとみなした、3号の資格基 準は、3号のみで助教の資格基準としている場合と、前 述した「修士の学位」に付加させている場合があること が明らかとなった、次にそれぞれについて述べる.

3号のみを助教の資格基準としているのは,表.4の取 得学位を基準に持たないクラスタ7及び10である.両ク ラスタの内容を比較したところ,クラスタ10の内容は不 明ではあるものの基準の設定は全く異なっていると言える. ゆえに本号のみの資格基準の場合, その内容はさまざまであることがわかった.

そして、3号に「修士の学位」に付加させている場合 は、表.4のクラスタ1・2・4・5・6・8・9である.この場合も組 み合わせている基準は1つから3つまでとさまざまであ る.基準ごとに内容をみていくと、臨床経験については 3年以上、研究業績については論文数と点数化しての 評価の傾向、そして、教育経験についても経験年数と 実践能力などの傾向が明らかになった.

3) 教育上の能力について

学設置基準第16条の2により,「教育上の能力」は資格基準として必須となっている.ところが,本調査における教育経験を大学設置基準の「教育上の能力」とみなした場合,その基準を設けていた大学は,回答校のうち16校(37.2%)にとどまっていた.そのうち1校は上記のいずれの号にも該当する基準を有していなかった.よって,実際に大学設置基準の全ての資格基準を満たしている大学は15校ということになる.したがって,大学設置基準の「助教の資格」に該当している大学は15校(回答校の31.2%)であり,看護系大学における助教の採用・昇任基準の多くが大学設置基準で示された資格を一対一で具体化していない可能性が示唆された.

ただし、表.4クラスタ9で教育経験に実習指導能力を 上げていることから、大学教員になる以前の大学院学 生としての学生指導経験や臨床看護師としての臨地実 習指導者経験などを「教育上の能力を有する」と読み 替える場合もあるかと推測される.よって、取得学位や 臨床経験に潜在している教育経験の存在可能性が推 測されるものの、その評価は採用者の裁量に委ねられ ているものと考えられ、基準としての客観性は乏しいと 考えられる.

4. 助手廃止との関連について

国立大学や医学部等看護学科・保健学科において 助手廃止が進行している一方で、公立大学や看護学 の単科大学及び付属病院を持たない大学では助手を 存続している傾向がみられた.助手の定員は大学の設 置主体により異なり公立の単科大学では比較的潤沢に 措置されている¹⁶⁾と言われており、臨地実習指導及び 実習補佐のために助手が必要だと判断している公立大 学や看護学の単科大学等の実情を反映していると推 測される.

また,助教を新設し,かつ,助手を存続させている大 学では,助教の採用・昇任の基準である教育経験及び 研究業績を設けている傾向がみられた.これは今回の 制度改正の趣旨に沿うために職務内容に明確な違い と資格基準を設ける必要性が生じたためと考えられる. 個々の大学の取り組みとして,九州地方の旧国立大学 では,助教は助手の移行ポストではないとし,助教に就 任する場合は教育能力等の審査を行っている¹⁷⁾.この ように教育能力の基準等で助教と助手を区別した例も みられる.

以上より,看護系大学における助教の資格の特徴として,「取得学位」及び「臨床経験」は多くの大学で設定している基準であった.そして,「研究業績」及び「教育経験」は設定している大学は少ないものの,助手を存続させている大学では多く設置されている基準であることが明らかになった.この実態を大学設置基準からみた場合,助手を廃止した看護系大学では「教育経験」に関する基準を有する大学は皆無であり,特に助手を廃止した大学において「教育上の能力」の評価は十分には行われていない可能性が示唆された.

5. 研究の限界

本研究では、助教の採用・任用基準について基準ご とに選択式による回答を求めたため、「基準の読み替 え」といった採用者の裁量に委ねられている点や「科目 が担当できる」といった採用条件について、詳細な把握 はできなかった.また、人格や性差など、看護系大学で 特徴的な評価の観点について把握が十分ではないこ とも想定される.そこで、今後は、教育研究活動の質の 向上を図るために求める看護学教員の資質や教員自 身が考える自らのキャリア等に関する質的な調査が必 要であると考える.

結論

- 1. ほとんどの大学で助教を新設していたが,助手も存 続させている.
- 2. 助教の主な採用・昇任基準は, 取得学位や臨床経 験であり, 研究業績と教育経験は軽視される傾向が ある.
- 3. 助手を存続させている大学は,助手を廃止した大学 よりも研究業績や教育経験を重視する傾向がある.
- 4. 大学設置基準で示された「教育上の能力」の評価は 不十分である可能性がある.

謝辞

本調査にあたり,ご協力くださいました全国看護系大 学の代表者の方に深く感謝いたします.

引用文献

- 1) 解説教育六法編修委員会(編). 解説教育六法 2009 平成21年度版. 三省堂;2009. 174.
- 2)中央教育審議会大学分科会大学の教員組織の在り 方に関する検討委員会.大学の教員組織の在り方に ついて<審議のまとめ>:

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/ chukyo4/houkoku/05012701/001/pdf/all.pdf.

- 3) 文部科学省高等教育局大学振興課.大学の教員組 織の見直しに関するQ and A: http://www.tandai.or.jp/kyokai/02/archives/pdf/ 060526kyouinsosikiQandA.pdf.
- 4) 文部科学省大学における看護系人材養成の在り方 に関する検討会. 第一次報告:

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/ koutou/40/toushin/__icsFiles/afieldfile/2009/08/ 18/1283190.pdf.

- 5)日本看護協会出版会(編集).平成20年度看護関係 統計資料集.日本看護協会出版会;2009.72.
- 6)日本看護系大学協議会広報・出版委員会(編),日本看護系大学協議会学長・学部長会.看護学教育
 一学生・教員・体制一.日本看護協会出版会;2003.
 21世紀に求められる看護学教育一高度な看護実践の実現に向けて-;204.
- 7) 文部科学省大学の教員組織の在り方に関する検討 委員会.第13回議事録参考資料2大学教員の設置 者・専門分野別分布状況:

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/ chukyo4/houkoku/04120901/004.htm.

- 8)日本看護系大学協議会広報・出版委員会(編),小 玉香津子.看護学教育-学生・教員・体制-.日本看 護協会出版会;2003.2章,看護系大学における看 護学助手の仕事;43.
- 9)日本看護系大学協議会広報・出版委員会(編),小 玉香津子.看護学教育-学生・教員・体制-.日本看 護協会出版会;2003.2章,看護系大学における看 護学助手の仕事;50.

- 10) 解説教育六法編修委員会(編). 解説教育六法2009平成21年度版. 三省堂;2009.265.
- 11)九州大学の新しい教員組織について
 「准教授」・「助教」の導入をめぐってー:
 http://www.kyushu-u.ac.jp/university/change/
 newsystem/arikata.pdf.
- 12) 石垣和子. 学校教育法改正に伴う大学設置基準の 専任教員数の適正化について(要望):

http://janpu.umin.ac.jp/documents/youbousyo.doc13)日本看護系大学協議会広報・出版委員会(編),

- 小玉香津子.看護学教育-学生・教員・体制-.日本 看護協会出版会;2003.2章,看護系大学における 看護学助手の仕事;43-51.
- 14) 片岡三佳, 小澤和弘, 市江和子, 岩満優美: 看護系 大学に勤務する助手の個人属性, 教員特性および 職務満足感からみたバーンアウトに関する研究.日本 看護研究学会雑誌. 2008; 31(4):67-74.
- 15) 厚生労働省今後の看護教員のあり方に関する検討 会.第1回今後の看護教員にあり方に関する検討会 議事次第:

http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/05/dl/ s0514-5b.pdf.

- 16)日本看護系大学協議会広報・出版委員会(編), 小玉香津子.看護学教育-学生・教員・体制-.日本 看護協会出版会;2003.1章,看護系教員をどのよう に組織するか;41.
- 17) 九州大学の新しい教員組織の在り方に関するQ and A

http://www.kyushu-u.ac.jp/university/change/ newsystem/Q&A.pdf.

(2009年10月20日受付, 2009年12月2日受理)

<Research Report>

Qualifications for an Assistant Professor at Japanese University Schools of Nursing

Yoshihito Endo, Osamu Ito, Yuko Asanuma, Kazushi Yamanouchi, Iwate Prefectural University Faculty of Nursing

Keywords : Assistant professor, University school of nursing, Qualification